

2012年3月15日

&lt;報道各位&gt;

株式会社ジェーシービー

**JCB、東日本大震災で被災した子どもたちを  
継続的に支援する基金を設立**  
～「公益信託JCB東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金」～

株式会社ジェーシービー(本社:東京都港区、代表取締役兼執行役員社長:川西 孝雄、以下:JCB)は、このたび、東日本大震災で被災した子どもたちの支援を目的に、三菱UFJ信託銀行株式会社に委託して、「公益信託 JCB 東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金」を設立しました。本基金を通じて震災孤児に高校卒業まで継続的に奨学金を支給します。また、2012年4月中旬より、ご賛同いただける方から本基金への寄附を募り、基金を拡充していく予定です。

本基金は、文部科学大臣の許可を受けて設立された公益信託を通じて、被災した子どもたちの支援を長期にわたり継続的に行うもので、東日本大震災で両親を亡くされた子どもたちに高校卒業まで奨学金を支給します。また、ご賛同いただいた JCB 会員や JCB 加盟店など、広く一般の方々から寄附金を募っていきます。本基金は、文部科学大臣より「認定特定公益信託」の認定を受け設立したもので、ご寄附いただく方が個人の場合は、寄附金控除の対象となり、法人の場合は、一般の寄附金とは別枠で損金算入が可能です。東日本大震災に関する奨学基金として、文部科学大臣より「認定特定公益信託」の認定を受けたものは、本基金が初めてとなります。

JCBはこれまでも、東日本大震災の復興に向け、「みんなで新しい明日へ」のスローガンのもと、カードやポイントによる義援金の受付や、カード利用1件につき1円を支援金として当社が拠出する「5のつく日。JCB で復興支援」など、JCB会員、JCB加盟店をはじめとする皆様のご協力のもと、被災された方々を支援する活動に取り組んでまいりました。

このたびの基金は、大震災からの復興支援の一環として、日本の明るい未来を担い、困難に負けず前へ踏み出そうとする子どもたちを応援したい思いから設立に至りました。JCBは、今後も、震災復興支援につながる取り組みを実施してまいります。

以上

<本件に関する報道関係者からのお問合せ先>  
株式会社ジェーシービー 総合企画部 経営情報グループ 竹中・木下  
TEL:03-5778-8337

## ご参考資料

### 「公益信託 JCB 東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金」概要

#### 1. 基金概要

(1) 名称	公益信託 JCB 東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金
(2) 設立日	2012年1月6日
(3) 委託者	株式会社ジェーシービー
(4) 受託者・基金運営者	三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 2. 基金の基礎となる「震災孤児への奨学金給付」について

(1) 給付対象	東日本大震災で被災し、両親を亡くされた子どもたち
(2) 給付期間	給付開始時(小学校入学以降)から、対象者が高校を卒業するまで ※現時点で未就学児は、小学校に入学してから高校を卒業するまでの期間給付します。
(3) 給付内容	対象者ひとりにつき、以下の奨学金を給付します。 ①通常の奨学金 a. 小学校入学から卒業まで 月額 1万円 b. 中学校入学から高等学校卒業まで 月額 2万円 ②入学祝い金 小学校、中学校、高等学校入学時に、それぞれ5万円 ※奨学金は返還不要です。 ※他の奨学金との同時受給も可能です。 ※通常の奨学金の支給時期は毎年4月と10月の2回です。
(4) 申請方法	<ul style="list-style-type: none"><li>奨学生の募集は2012年4月2日(月)から5月31日(木)まで受付いたします。</li><li>申請する子どもの保護者が、子どもの在籍する学校を通じて申請書類をご提出ください。</li><li>申請書類は学校から入手いただくか、もしくは「基金ホームページ」からダウンロードが可能です。</li></ul> 「基金ホームページ」 <a href="http://www.kodomo-ouenkikin.jp/">http://www.kodomo-ouenkikin.jp/</a>

#### 3. 基金にご賛同いただける方からの寄附について

本基金の主旨にご賛同いただける方からの寄附を受け付けます。皆様の善意によりご寄附いただいた資金については、被災した子どもたちの学資の支援に活用するため、当基金の「運営委員会」にて支援内容を検討・決定いたします。

(1) 寄附の方法	JCBカードや基金口座へのお振込みによる寄附を、「基金ホームページ」にて受け付けます。カードによる寄附方法、お振込先などの情報の詳細は、「基金ホームページ」にて4月中旬よりご案内いたします。
(2) 寄附の開始時期	2012年4月中旬
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"><li>基金（認定特定公益信託）に対する寄附金は、個人の場合は寄附金控除の対象となります。法人の場合は一般の寄附金とは別枠で損金算入が可能です。</li><li>「運営委員会」とは、本基金の諮問により、学識者（大学教授や震災復興や子どもの育成推進に関わっている方など）で構成される組織で、お預かりした寄附金の活用方法を検討・決定します。活用内容については、決定次第、基金ホームページにてご報告いたします。</li></ul>

#### 4. 基金に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託グループ JCB子ども未来応援奨学金係

TEL: 03-6250-3258 (受付時間9:00AM~5:00PM ※土日祝日・休)

基金ホームページ <http://www.kodomo-ouenkikin.jp/>